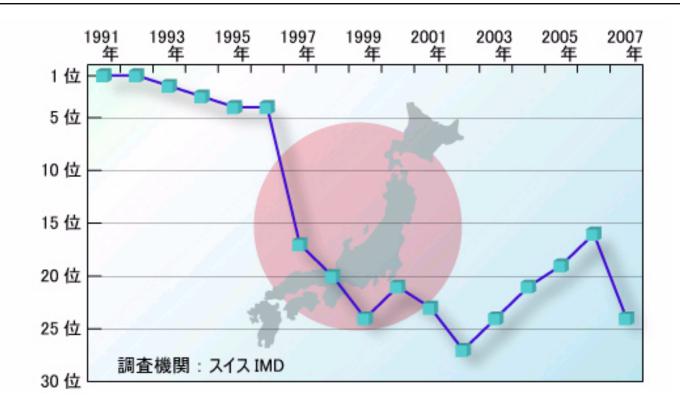
目次

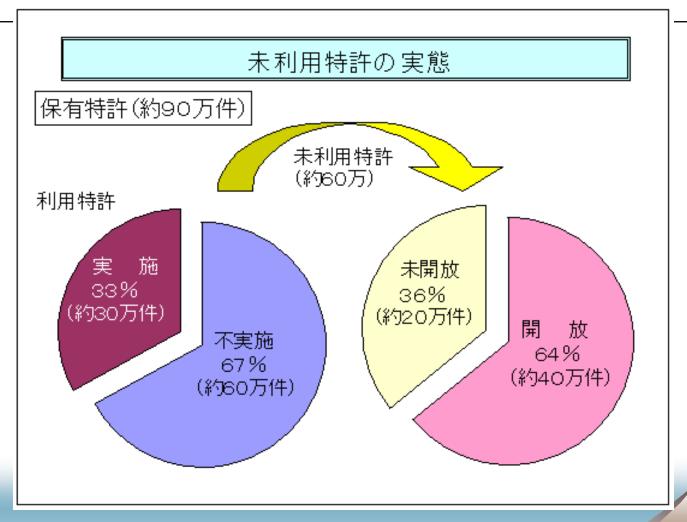
- ◆はじめに
- ◆知的財産をめぐる我が国の動向
- ◆知的財産の運用
- ◆知的財産の価値判断

日本の競争力



国際経営開発研究所(IMD)の日本の国際競争カランキング

日本の未利用特許の実態



企業にとって知的財産とは

資産の部	負債・資本の部
流動資産 現預金 受取手形 売掛金 商品 貸倒引当金	流動負債 買掛金 短期借入金 未払法人税等 固定負債 長期借入金
固定資産 有形固定資産 減価償却累計額 無形固定資産 投資その他の資産	資本の部 資本金 利益余剰金
総資産	総資本

知的財産をめぐる我が国の動向

- ◆プロパテントが国家戦略
- ◆「発明の対価」の請求訴訟
- ◆知的財産による資金調達の動き
- ◆知的財産のディスクロージャー
- ◆ 拡大する知的財産ビジネス

プロパテントが国家戦略に

制度改正	施行時期	内容
知的財産基本法の制定	2003	基本理念、知財本部の設置、推進計画の策定等
関税定率法等の改正	2003	特許権等の侵害物品の輸入挿止、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加
不正競争防止法等の改正	2004	営業秘密の不正取得、使用、開示した者への処罰
特許法等の改正	2004	出願手数料・特許料の減額、審査請求手数料の増額、異議申立制 度と無効審判の統合
著作権法の改正	2004	送信可能化権の拡大、実演に係る人格権の創設
知的財産高等裁判所設置法 の制定	2005	知的財産高等裁判所の設置
破産法の改正	2005	倒産時等における知的財産のライセンシーの立場保護
裁判所法等の改正	2005	知財事件における裁判所調査官の権限の拡大・明確化、営業秘密 の保護強化
信託業法の改正	2004	知財権を受託可能財産とし、信託業の担い手を株式会社一般に拡 大

「発明の対価」の請求訴訟

- ◆日立製作所補償金請求権事件 東京地裁判決
 - 原告は、光ディスク再生装置に関する発明の実施料収入及び包括クロスライセンスの対価として9億7千万円を請求
 - 発明者の貢献度を20%、さらに共同研究者の貢献度 を30%とした

光ディスク判決における対価算定(その1)

1. 個別のライセンス契約により被告が得た利益額

- ①フィリップス
 - 2億4, 700万円×0. 3=7, 410万円 (実施収入料)(寄与率)
- ②ヤマハ
 - 2億2, 580万円×0. 1=2, 258万円 (実施収入料)(寄与率)
- ③フナイ
 - 1億7, 330万円×0. 1=1, 733万円 (実施収入料)(寄与率)
- **④ケンウッド**
 - 11億8, 300万円×0. 05=5, 915万円 (実施収入料) (寄与率)

- ⑤ナカミチ
 - 6,430万円×0.1=643万円 (実施収入料) (寄与率)

小計 1億7, 959万円

光ディスク判決における対価算定(その2)

2. 包括的クロスライセンス契約により被告が得た利益額

①ソニー 3,000万円

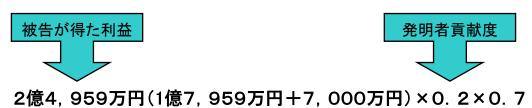
②松下電器 無し

③フィリップス 4,000万円

<u>小計 7,000万円</u>

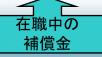
共同発明者

3. 相当対価の算定



=3,494万円(-20万円)=3,474万円





知的財産による資金調達の動き

- ◆日本政策投資銀行による知的財産権担保 融資
 - 1995年度に創設された知的財産権担保融資制度に 基づく多くの融資実績有り
 - ①小室哲也氏 音楽著作権を担保とした融資
 - ②ワイズビジネス 特許出願を担保とした融資
 - ③ペンシル 商標権等を担保とした融資
 - ④ジャストウエイ ソフトウエア著作権を担保とした融資

知的財産のディスクロージャー

「知的財産情報開示指針」公表までの経緯

2002年度 知的財産戦略大綱に基づき検討を開始。

2003年3月 (産業構造審議会知的財産政策部会経営・市

場環境小委員会)

「知的財産取得•管理指針」

「特許・技術情報の開示パイロットモデル」

2003年度 知的財産推進計画に基づき指針策定に向けて

検討を開始。

7月~ (企業及び市場関係者等による研究会)

10月~ (産業構造審議会知的財産政策部会経営・情

報開示小委員会)

12/18 指針案提示(経営・情報開示小委員会)

12月下旬~1月下旬 パブリックコメント

2004年1月 指針とりまとめ(経営・情報開示小委員会)

2004年5月以降 試行企業13社等による知的財産報告書の公

表が期待されている

知的財產情報開示指針

開示の考え方(5原則)

- ○あくまでも任意の開示であること
- ○「知財経営」を表すものであること
- 〇前提条件となる事項や数量的裏付けを 伴うこと
- 〇原則として、連結ベースかつセグメント 単位であること
- 〇大企業のみならず中小・ベンチャー企業 にも有効であること

開示の項目

- ①中核技術と事業モデル
- ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- ③研究開発セグメントと知的財産の概略
- ④技術の市場性、市場優位性の分析
- ⑤研究開発·知的財産組織図、研究開発協力· 提携
- ⑥知的財産の取得·管理、営業秘密管理、技術 流出防止に関する方針(指針の実施を含む)
- ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献
- ⑧特許群の事業への貢献
- ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針
- ⑩リスク対応情報

●米国特許登録件数·特許出願公開件数·特許権収入·特許収支比率

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国特許登録件数(件)※1	1,928	1,795	1,890	1,877	1,893	1,992	1,805	1,828	2,385	1,989
特許出願公開件数(件)※2	7,515	9,463	10,669	9,407	9,562	10,372	10,317	9,273	11,509	8,997
特許権収入(百万円)	17,957	15,771	15,798	24,231	20,239	21,690	22,357	20,924	28,069	30,709
特許収支比率(%)	15,350	5,292	4,908	4,127	1,949	1,275	227	1,381	189	948

※1 米国商務省発表による。ただし、2005年までは年間合計件数として発表された数値。2008年以降は、週間合計件数として発表された数値をもとに年間合計件数を算出。 ※2 社内検索システムP/Net調べ。1999年までは日本特許情報機構(JAPIO)データによる。

●1997~2006年米国特許登録件数上位10社(米国商務省発表による)

順位	1997		1998		1999		2000		2001	
MM ITT	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数
1	IBM	1,724	IBM	2,657	IBM	2,756	IBM	2,886	IBM	3,411
2	キヤノン	1,381	キヤノン	1,928	NEC	1,842	NEC	2,021	NEC	1,953
3	NEC	1,095	NEC	1,627	キヤノン	1,795	キヤノン	1,890	キヤノン	1,877
4	MOTOROLA	1,058	MOTOROLA	1,406	SAMSUNG ELECTRONICS	1,545	SAMSUNG ELECTRONICS	1,441	MICRON TECHNOLOGY	1,643
5	富士通	903	ソニー	1,316	ソニー	1,410	LUCENT TECHNOLOGIES	1,411	SAMSUNG ELECTRONICS	1,450
6	日立製作所	903	SAMSUNG ELECTRONICS	1,304	東芝	1,200	ソニー	1,385	松下電器産業	1,440
7	三菱電機	892	富士通	1,189	富士通	1,192	MICRON TECHNOLOGY	1,304	ソニー	1,363
8	東芝	862	東芝	1,170	MOTOROLA	1,192	東芝	1,232	日立製作所	1,271
9	ソニー	859	EASTMAN KODAK	1,124	LUCENT TECHNOLOGIES	1,152	MOTOROLA	1,196	三菱電機	1,184
10	EASTMAN KODAK	795	日立製作所	1,094	三菱電機	1,054	富士通	1,147	富士通	1,166

順位	2002 2003		2004		2005		2006			
MM Int	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数
1	IBM	3,288	IBM	3,415	IBM	3,248	IBM	2,941	IBM	3,616
2	キヤノン	1,893	キヤノン	1,992	松下電器産業	1,934	キヤノン	1,828	SAMSUNG ELECTRONICS	2,444
3	MICRON TECHNOLOGY	1,833	日立製作所	1,893	キヤノン	1,805	HEWLETT-PACKARD	1,797	キヤノン	2,385
4	NEC	1,821	松下電器産業	1,774	HEWLETT-PACKARD	1,775	松下電器産業	1,688	松下電器産業	2,253
5	日立製作所	1,602	MICRON TECHNOLOGY	1,707	MICRON TECHNOLOGY	1,760	SAMSUNG ELECTRONICS	1,641	HEWLETT-PACKARD	2,108
6	松下電器産業	1,544	INTEL	1,592	SAMSUNG ELECTRONICS	1,604	MICRON TECHNOLOGY	1,561	INTEL	1,963
7	ソニー	1,434	ROYAL PHILIPS ELECTRONICS	1,353	INTEL	1,601	INTEL	1,549	ソニー	1,814
8	GENERAL ELECTRIC	1,416	SAMSUNG ELECTRONICS	1,313	日立製作所	1,513	日立製作所	1,271	日立製作所	1,751
9	HEWLETT-PACKARD	1,385	ソニー	1,311	東芝	1,311	東芝	1,258	東芝	1,714
10	三菱電機	1,373	富士通	1,302	ソニー	1,305	富士通	1,154	MICRON TECHNOLOGY	1,610

拡大する知的財産ビジネス

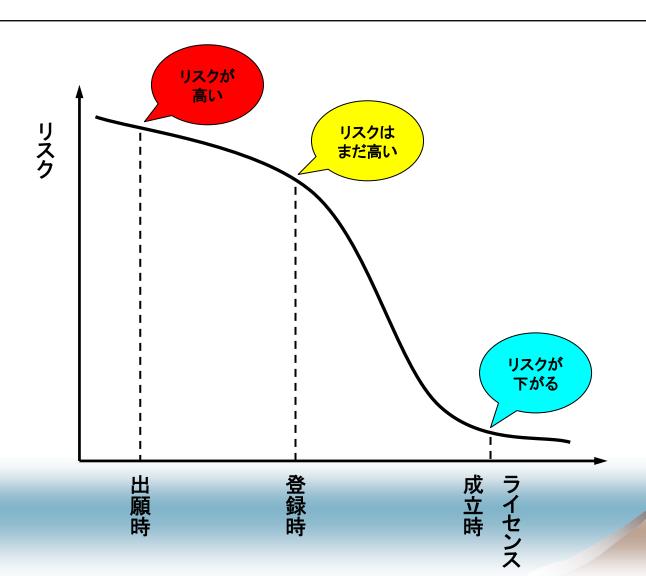
- ◆ 承認TLO(47機関)
 - (株)東京大学TLO <CASTI>
 - 関西ティー・エル・オー(株)
 - (株)東北テクノアーチ
 - 学校法人 日本大学 <産官学連携知財センター>
 - 学校法人 早稲田大学 <産学官研究推進センター>
 - 学校法人 慶應義塾大学 く知的資産センター>
 - (有)山口ティー・エル・オー
 - 北海道ティー・エル・オー(株)

:

これまでの特許の運用

- ◆「攻め」と「守り」という単純な運用
 - •「攻め」:特許を取得
 - •「守り」:他企業の特許を侵害しない
- ◆ 使われない特許の固まり
 - ・ 出願した特許の約5割は未審査
 - 現存特許の約93万件のうち、約62万件は未利用
 - 約40万件は企業が開放

特許評価のリスク



特許庁特許評価指標

◆事業性評価

発明のベネフィット、製品化の実現性、販売ルートの 有無、他者特許との関係、事業への寄与度他

▶ 移転流通性評価

• 技術開発の継続性、侵害者への対抗力、無効取り消しの可能性他

◆権利固有評価

• 発明の上位概念への展開度、実施例の開示度、代替 技術に対する優位性他

知的財産評価の目的

- ◆ ① M&A(合併・買収)における評価
- ◆②財務会計上の評価と開示
- ◆③ 税務上の評価
- ◆ ④ 売買価格決定における評価
- ◆ ⑤ 実施許諾における評価
- ◆⑥ 担保価値の評価
- ◆⑦ 権利侵害訴訟における評価
- ◆ ⑧ 内部管理目的の評価

評価目的と評価方法の関係

評価目的	コスト アプローチ	インカム アプローチ	マーケット アプローチ
① M&Aにおける評価	_	0	0
② 財務会計上の評価	0	_	_
③ 税法上の評価			
a) 法人税	©	_	_
b) 相続税	_	0	*
④ 売買価格決定における評価	0	0	*
⑤ 実施許諾における評価	Δ	Δ	Δ
⑥ 担保価値の評価	_	0	*
⑦ 権利侵害訴訟における評価	_	0	Δ
⑧ 内部管理目的の評価	_	0	6

評価方法

◆ 1. インカムアプローチ

・将来の予測事業収益を評価額とみなし、知的財産価値はその事業における知的財産の寄与率を乗じて求める(間接的評価)

◆ 2. マーケットアプローチ

- 類似の取引事情例を参考に評価額を求める
 - 知的財産の取引を参考にする場合(直接的評価)
 - 株式取引等から企業価値を求め、寄与率から知的 財産価値を求める場合(間接的評価)

評価方法

- ◆ 3. コストアプローチ
 - 実際に要したコスト、同等資産の再取得に必要なコストを評価額とする(直接的評価)
- ◆ 4. 経験則アプローチ
 - 専門家の経験に基づき評価する(直接的評価)

評価方法

	メリット	デメリット
インカム アプローチ	知的財産の将来の利益やリスクを反映できる	・将来のキャッシュフロー予測や割引率 の算定が困難
マーケットアプローチ	客観的な評価をすることがで きる	・知的財産には、活発な取引市場がない ・知的財産の性質上、唯一無二の存在であるため、比較的可能な類似の取引事 例に関する情報を入手する事が困難
コスト アプロ ーチ	比較的算定が容易	 ・同類のコストをかけても同じ効果が得られるとは限らない ・知的財産の活用次第ではコスト以上の経済的価値を持つ可能性がある ・実務上はデータを収集するシステムがないと難しい ・間接費(例えば、開発費等)をどこまで計算するか問題になる

コストアプローチ法

- ◆ 大別して、原価法(ヒストリカルコスト法)と、 再構築費用法(リプレイスメントコスト法)と、 がある
 - 原価法
 - 研究開発、権利取得、維持等、評価しようとする知的 財産を保有するに至るまでに費やした過去の費用を 足し合わせたものを資産価値であるとする考え方
 - 再構築費用法
 - 評価しようとする知的財産を、再度作成すると仮定した場合に必要な費用を資産価値とする考え方

マーケットアプローチ法

- ◆マーケットアプローチ法には、類似取引比較法と、残存価値法と、がある
 - 類似取引比較法
 - 類似する取引と直接比較する方法であり、評価しようとしている知的財産と類似の知的財産の売買額やロイヤリティ料率を調べて、適切な価格を推定する方法
 - 残存価値法
 - ・企業価値から、知的財産以外の資産価値(時価) を差し引くことにより、間接的に知的財産の評価額 を得る方法

インカムアプローチ法

- ◆予測キャッシュフローに関する考慮要因の 違いにより分類
 - 1)計画キャッシュフロー法
 - 2) 単純DCF法
 - 3) DCFベース決定木分析法
 - 4)オプション理論ベース法
- ◆ 予測キャッシュフローにおける知的財産の 寄与率を推定する必要有り

①M&A(合併・買収)における評価

- ◆企業のM&Aが盛んになりつつある
- ◆最大の問題は、被買収企業の価値評価
- ◆ M&Aにおける知的財産の価値評価は?
- 基本的には時価による→マーケットアプローチ

①M&A(合併・買収)における評価

- ◆ テキサス・インスツルメント(TI社)の例
 - 1997年、DSL通信技術に注目
 - ・その通信技術に関する特許を保有するベンチャー 企業を買収
 - 周辺特許出願による対抗手段は取らず
 - その企業をまるごと買い取る
 - →1200万ドルの売上高の企業に対し、3000万ドルを 払う

② 財務会計上の評価と開示

財務諸表等規則

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 のれん
- 二 特許権
- 三 借地権(地上権を含む。)
- 四 商標権
- 五 実用新案権
- 六 意匠権
- 七 鉱業権
- 八 漁業権(入漁権を含む。)
- 九 ソフトウエア
- 十 リース資産(財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。)
- 十一 その他

③ 税務上の評価(法人税)

◆無形固定資産の位置づけ

- 法人税上、無形固定資産は、有形固定資産の規定に 従う(法人税法第2条)
- 特許権、商標権等は、減価償却資産に該当
- 一定の期間で償却することが求められる

◆減価償却の方法

- ①取得価額、②耐用年数、③残存価額、の3つの計算要素を決定
- 減価償却方法には、①定額法、②定率法、③生産高 比例法、の3つがある

③ 税務上の評価(法人税)

- ◆ 取得価額は、その資産をどのように取得したかによって異なる(法人税施行令第54条)
 - 1)購入した資産
 - 購入代価と、その資産を事業の用に供するために 直接要した費用の額の合計額
 - 2) 自己が建設等した資産
 - ・建設等のために要した原材料費、経費等の額と、 その資産を事業の用に供するために直接要した費 用の額の合計額

→コストアプローチの採用

③ 税務上の評価(相続税)

- ◆知的財産は、相続法では無体財産
- 財産評価基本通達に評価方法が規定
 - 財産評価基本通達:相続税、贈与税を計算する際に 対象財産の価額評価基準として国税庁が定めている もの
 - 可能な限り課税時点での時価による→マーケットアプローチの採用
- ◆特許権の評価
 - ・将来受ける補償金の額の基準年利率による複利原 価の額の合計額によって評価

④ 売買価格決定における評価

- 基本的には、時価によるべき→マーケットアプローチ法
- 現状、取引市場がないため、コストアプローチ法、インカムアプローチ法が取られることが多い

⑤ 実施許諾における評価

- ◆ ライセンス料をどのように算定すべきかが 問題
- ◆ 平成10年に特許庁が「特許権等契約ガイ ドライン」を公表
- ◆ 但し、民間のライセンス契約は自由交渉に よる場合が多い

⑥ 担保価値の評価

- ◆知的財産を担保として金融機関等から融資を受ける例が出てきている
- ◆担保価値の評価方法としては、インカムア プローチ法が適当
 - ・ 但し、予測キャッシュフローの見積、割引率の算定が 困難
 - 商品としてのライフサイクル、販売力等の慎重な見極めが重要

⑦ 権利侵害訴訟における評価

- ◆権利侵害訴訟では、権利侵害の有無の事実認定と並んで、損害賠償額の算定が重要
- ◆損害賠償額算定の方法(特許権の例)
 - 1)ライセンス料相当額
 - 2)侵害者の得た利益
 - 3)被侵害者の逸失利益
 - 4) その他

⑧ 内部管理目的の評価

- ◆企業が経営管理を目的に知的財産の評価に取り組む例が増加
- ◆主な目的は、①投資意思決定と、②業績評価、の2つ
- ◆投資意思決定、業績評価では、知的財産 の経済的な価値を知る必要あり
 - →マーケットアプローチ法、インカムアプローチ法を採用 すべき